

令和3年度 (公財)掛川市文化財団 文化振興事業  
**地元芸術家・団体による生活文化活動等支援事業 募集要領**

当財団は、地元芸術家・団体・文化協会加盟団体の協力を得て、掛川市内の幼稚園・保育園・幼保園・認定こども園等を訪問し日本古来の生活文化を児童・園児に学んでいただく「地元芸術家・団体による生活文化活動等支援事業」を実施します。

この事業により児童・園児らが日本古来の生活文化に触れ、美意識を育み礼儀作法を学ぶほか、地元で活動する団体との交流を通して文化芸術を楽しむ風土を培います。

なお、当事業は学校と財団が相互に連携・協力をして充実した事業の実施を目指し、共催として行います。

### **1 事業内容**

- (1)実施予定件数 3件程(予算内にて検討)
- (2)対 象 児童・園児(保護者可)
- (3)講座内容 ※詳細は「生活文化出前講座一覧」参照
- (4)実施時間 45分～2時間程度
- (5)実施会場 ①園内  
②近隣施設(茶室 等)
- (6)実施期間 令和3年5月10日(月)から令和4年2月25日(金)まで  
(園と団体との調整により決定)
- (7)応募〆切 **令和3年2月12日(金)必着**

### **2 募集から実施までの流れ**

- (1)財団は当事業募集要領を各園へ配布し、希望を募る。(R3.1月～2月)
- (2)希望園は、申込書を財団へ提出する。(R3.2月12日必着)
- (3)財団は派遣を希望する団体と日程を予算の範囲内で調整する。(R3.2月～3月)  
※講師の都合により、希望講座が受講できない場合もあります。
- (4)財団は過去の採択頻度をもとに実施園を予算内で内定し、通知する。(R3.3月)
- (5)財団は実施園へ決定通知を送る。(R3.4月)
- (6)園と財団は講師を交えて講座の内容・スケジュール等について打ち合わせ・確認を、実施園にて行う。(開催日3ヶ月前までに行う)
- (7)園は会場を設営し講座を実施する。(R3.5月～R4.2月)
- (8)園は、事業終了後1ヶ月以内に実施報告書を財団へ提出する。
- (9)財団は講師へ報償費を支払う。

### **3 経費の負担**

- (1)財団負担 講師への謝礼・交通費・教材費(上限10,000円まで)
- (2)園負担 10,000円を超えた分の教材費・当日のケータリング(お茶 等)

裏面へ

#### **4 開催希望日**

令和3年5月10日(月)から令和4年2月25日(金)の間で希望する日を第3希望まで記入してください。希望日以外での調整が可能かどうかも○を付けてください。

#### **5 提出書類**

- (1)応募時…地元芸術家・団体による生活文化活動等支援事業申込書 (様式1号)
- (2)終了後…地元芸術家・団体による生活文化活動等支援事業実施報告書 (様式2号)

#### **6 添付書類**

- (1)生活文化出前講座一覧
- (2)地元芸術家・団体による生活文化活動等支援事業申込書 (様式1号)
- (3)地元芸術家・団体による生活文化活動等支援事業実施報告書 (様式2号)

(公財)掛川市文化財団 文化振興事業部 (宇野)  
〒436-0047  
掛川市長谷一丁目3番地の5  
TEL 0537-21-1353 /FAX 0537-21-1354  
MAIL sio-02@k-kousya.or.jp